

政 策 情 報 学 会

第 12 回 研 究 大 会



2016 年 12 月 3 日（土）

会場 北九州市立大学 北方キャンパス

政策情報学会第 12 回研究大会 開催にあたって

テーマ：「市民教育と政策情報」

かつて参加民主主義が登場したとき、議会制民主主義において政策決定をする代表者を選出する存在でしかなかった市民は、主権者として、政治の表舞台へ躍り出て政策決定や政策執行に直接参加することを要求したことがあるが、今日、再び、「議会と社会との乖離が拡大し、議会制民主主義が機能しにくい状況」となっていることから、市民は政策決定の中心に進まなければならない。また、今日、当事者意識を持つ市民が登場し、これまで以上に多くの情報を装備して、自らの環境改善と問題解決に積極的、主体的に関わるようになってきている。その意味において、今日は、「有効な政策立案と問題解決のためには、市民の参画は欠かせない」市民の時代と言ってよいであろう。

ところで、本年（2016 年）の参議院選挙から、選挙年齢が 18 歳以上に引き下げられ、若者の政治教育および公民教育の必要性が強く求められている。文部科学省も「新たな有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育む教育の必要性」を訴え、総務省と連携し「政治や選挙等に関する高校生むけ副教材」として『私たちが拓く日本の未来』および、その『活用のための指導資料』を作成して配布したのであるが、従来、わが国の政治教育および公民教育は、基本的に、政治や経済の仕組みについての知識を学習する程度にとどまってきた。しかし、今日では、政治教育を含めた、より幅の広い「市民教育」および「シティズンシップ教育」の必要性が強く求められている。その際、しばしば引き合いに出されるのが、イギリスのシティズンシップ教育（citizenship education）である。B・クリックによれば、シティズンシップ教育とは「子供たちが、参加型民主主義を理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観を身につけ、行動的な市民になること」であり、その実践課題として、「コミュニティとの関わり」「社会的・倫理的責任」「ポリティカル・リテラシー」という三つのキーワードが挙げられる。

いずれにしても、今日必要とされているものは、「政策過程に能動的に参加する市民を育てるためのシティズンシップ教育」であることに間違いない。だとすれば、「よき社会、よき制度、よき関係の実現を目指して、人びとの価値観、慣習、行動様式を変革するための『社会的技術』を、さまざまな交流のなかに創り出す場」としての政策情報学にとって、このシティズンシップ教育の問題は極めて重要である。そこで、本研究大会では、基調講演およびパネルディスカッションにおいて、シティズンシップ教育の分野で幅広い業績と経験を持つ方々をお招きし、共通テーマ「市民教育と政策情報」について議論を深めたい。

政策情報学会第 12 回大会実行委員長
北九州市立大学法学部
横山麻季子

大会参加要領

- (1) 受付 2016 年 12 月 3 日（土）9:30～16:30
本館 2F ロビー
- (2) 大会参加費 一般会員・学生会員・非会員 1,000 円
※学生会員の方は身分証明書をご提示下さい。
※北九州市立大学の学部・大学院生は無料（学生証をご提示下さい）
- (3) 懇親会費 一般会員・学生会員・非会員 4,000 円
※懇親会費は事前に大会受付にてお支払い願います。
- (4) 研究発表 1 人あたり発表 15 分＋質疑 5 分
- (5) 大会本部 〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号
北九州市立大学法学部 横山麻季子 宛
E-Mail: taikai-12@policyinformatics.org
- (6) 学会事務局 <本部>
〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150
立命館大学 仲上健一研究室
E-Mail : info@policyinformatics.org

<関東支部>
〒272-8512 千葉県市川市国府台 1-3-1
千葉商科大学 7 号館 2 階気付
- (7) 使用会場
- | | |
|-----------------|------------|
| 開会式 | 本館 C202 教室 |
| 研究発表（研究大会賞選考報告） | 本館 C202 教室 |
| 研究発表（一般報告） | 本館 C203 教室 |
| 学会賞選考審査 | 本館 B205 教室 |
| 理事会・臨時理事会 | 本館 B206 教室 |
| 定期総会 | 本館 C202 教室 |
| 基調講演 | 本館 C202 教室 |
| パネルディスカッション | 本館 C202 教室 |
| 学会賞授与式 | 本館 C202 教室 |
| 閉会式 | 本館 C202 教室 |
| 懇親会 | 本館地下「パーラー」 |
- (8) 昼食場所 会場西側の新学生会館 1 階および本館地下 1 階に学食があります。

会 場 北九州市立大学 北方キャンパス
〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号
主 催 政策情報学会

プログラム

受付	9:30～16:30	本館 2F ロビー
大会参加費：1,000 円		
開会式	10:00～10:10	本館 C202 教室
開会挨拶：横山麻季子（大会実行委員長：北九州市立大学） 会長挨拶：中道壽一（政策情報学会会長：北九州市立大学名誉教授）		
研究発表（研究大会賞選考報告）	10:15～11:55	本館 C202 教室
座長：市川 颯（関西学院大学産業研究所）		
(1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分)		
【報告①】（10:15～10:35） 報告者：空閑睦子（琉球大学） 題 目：「豪州のコミュニティ・エンタープライズ：ビクトリア州の取り組み事例から」		
【報告②】（10:35～10:55） 報告者：笠井賢紀（龍谷大学） 題 目：「公的ボランティアの社会化とコミュニティマネジメント：保護司経験者への生活史調査を事例に」		
【報告③】（10:55～11:15） 報告者：高木昭美（芝浦工業大学） 題 目：「限界集落とはなにか：鳥取県倉吉市の現地調査から考える」		
【報告④】（11:15～11:35） 報告者：山脇直祐（北九州市立大学大学院） 題 目：「「間取り」に診る暮らしの規範構造と政治意識：わが国近現代における市民的公共性の構造転換とその課題」		
【報告⑤】（11:35～11:55） 報告者：柳井妙子（岐阜を想う会） 題 目：「自助・共助におけるコミュニティ再生に関する研究：広島県川根地区・岐阜県芥見東地区の事例」		
研究発表（一般報告）	10:15～11:55	本館 C203 教室
座長：山神 進（立命館アジア太平洋大学）		
(1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分)		
【報告①】（10:15～10:35） 報告者：栗井俊貴（龍谷大学社会学部（学生）） 題 目：「中山間地域における参加型行政を通じた多様性の受容：智頭町百人委員会を事例として」		
【報告②】（10:35～10:55） 報告者：永田直人（千葉商科大学大学院博士課程（院生）） 題 目：「PTA を中心に「学校を核としたコミュニティ」の活動と役割：歴史からみる市民意識のコミュニティに対する変容と課題」		

【報告③】(10:55～11:15)		
報告者：藤田忠尚（藤田綜合事務所）		
題 目：「手続的立憲主義という概念の創設に関する試論：アメリカ合衆国州憲法の起源と発達の果実」		
【報告④】(11:15～11:35)		
報告者：山下哲生（立命館アジア太平洋大学）		
題 目：「日本国憲法と自衛隊、国際法と自衛隊：自衛隊は軍隊か、軍隊ではないか」		
【報告⑤】(11:35～11:55)		
報告者：鈴木羽留香（千葉商科大学経済研究所）		
題 目：「発想メカニズムに与える要因への多面的評価に関する基礎的研究」		
学会賞選考審査	12:00～12:20	本館 B205 教室
昼食休憩	12:00～13:00	
第 45 回理事会	12:20～13:00	本館 B206 教室
第 13 回定期総会	13:00～13:40	本館 C202 教室
司会：若井郁次郎（政策情報学会副会長：大阪産業大学）		
①第 7 期役員選挙		
②2016 年度事業報告・収支決算報告		
③2017 年度事業計画・収支予算案		
④その他		
休憩	13:40～14:10	
臨時理事会	13:40～14:10	本館 B206 教室
基調講演	14:10～15:20	本館 C202 教室
趣旨説明・司会：中道壽一（政策情報学会会長：北九州市立大学名誉教授）		
【講演】(14:20～15:10)		
講演者：窪田好男（京都府立大学公共政策学部教授）		
テーマ：「政策評価と市民：政策評価は情報の宝庫」		
質疑応答（15:10～15:20）		
休憩	15:20～15:30	
パネルディスカッション	15:30～16:50	本館 C202 教室
テーマ：「市民教育と政策情報」		
コーディネーター：横山麻季子（北九州市立大学）		
（話題提供：10 分×3 名）		
パネリスト①：窪田好男（京都府立大学）		
パネリスト②：森裕亮（北九州市立大学）		
題 目：「主権者教育と大学：大学は何をすれば良いか」		
パネリスト③：吉村義則（長崎南山高等学校）		
題 目：「高等学校における主権者教育：現状と課題に関する一考察」		
パネリスト④：田中美穂（北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」，NPO 法人 STEP・北九州）		
題 目：「ひきこもり支援の立場から：新たな人と地域のつながりを求めて」		

学会賞授与式・閉会式	16:50～17:10	本館 C202 教室
学会賞授与：中道壽一（政策情報学会会長：北九州市立大学名誉教授） 新会長挨拶 閉会挨拶：横山麻季子（大会実行委員長：北九州市立大学法学部）		
懇親会	17:20～18:50	本館地下「パーラー」
懇親会費：4,000 円		

研 究 発 表

豪州のコミュニティ・エンタープライズ

ビクトリア州の取り組み事例から

空閑睦子（琉球大学）

キーワード：ソーシャル・キャピタル、コミュニティ・エンタープライズ、地域づくり

1. はじめに

昨今地方創生の必要性が声高に叫ばれている。依然として企業誘致のような大規模な産業振興策や観光の活性化の話が多いが、そうではなく地域には何が必要で、何が足りないのかを、その地域に生活する住民の視点で考え、事業として発展させることも必要である。本報告では、オーストラリアにあるビクトリア州におけるコミュニティ・エンタープライズの事例を紹介する。

2. オーストラリアにおけるコミュニティエンター・プライズの歴史

オーストラリアにおけるコミュニティエンター・プライズの歴史は、農業組合や生協、共済組合、信用組合などを媒介として長い歴史がある。このためオーストラリアにおけるコミュニティ・エンタープライズは、生活協同組合として受け入れられているのが多い。コミュニティ・エンタープライズとして最初に稼働されたのが 1859 年にクイーンズランド州ブリスベンであった。これは 1844 年にイギリスで設立された「Rochdale Equitable Pioneers Society」がモデルとなっていた。「Rochdale Equitable Pioneers Society」の成功は、現代の生協時代の幕開けとなった。

日本でも紹介されている事例に、暮らしに必要なすべての分野に 20 以上のコープ（協同組合）を作り、地域で運営している「マレーニ協同組合コミュニティ（オーストラリア・クイーンズランド州）」などがある。

3. ビクトリア州の概要と歴史

ビクトリア州はオーストラリア連邦の南東部に位置する州である。州都はメルボルンで、州内総面積は 237,629 km² で、総人口は 571.3 万人である（2013 年）。Greater Melbourne、Southwest、Central Highlands and Goldfields、Goulburn Valley、Northeast、Gippsland、Western District、Wimmera という 9 つの地域に分かれる。州人口の 70% はメルボルン地域に集中している。人口の約 47% が海外で生まれた新移民である。

4. 言葉の定義

コミュニティ・エンタープライズの定義はさまざまである。本稿ではコミュニティ・エンタープライズを、コミュニティに必要なものを満たすために開発される仕事であり、地域で雇用を創出し、補助金などに頼らずに、長期間維持できることを目的とした事業と定義する。

5. ビクトリア州のコミュニティ・エンタープライズ

少々古い情報ではあるが、2006 年にはビクトリア州全体で約 220 のコミュニティ・エンタープライズとしての事業があった。

本稿では、同州におけるコミュニティ・エンタープライズの 2 事例を紹介する。

●The Sliding Door

Reservoir East にあるコミュニティカフェ「The Sliding Door」は、地域の3つのグループ「Preston/Reservoir Adult Community Education (PRACE)」と「Thornbury Women's Neighbourhood House (TWNH)」、「Muslimah Multicultural Catering」とパートナーシップを結んでいる。

メルボルン地域の Darebin 市（人口4万7,637人：2011年）にある Reservoir East 地区は、「食の砂漠」と形容されるほど、住民は栄養のある食事を手軽に摂取することが欠乏していると自治体の調査で判明していた。有給の職員2名とボランティアスタッフ15名で、2007年10月から運営を開始した。

更に車でも新鮮な野菜や食事を提供できることにも対応するようになった。

●Fresh food enterprise

Frankston 市にある人口5,000人（2011年）の Frankston North 地区は、新鮮な野菜や果物の入手が限定的であった。このようなことから、①住民に健康にいい食事をしてもらう、②健康にいい食材の提供、の2点をコンセプトに、「Fresh food enterprise」を2007年4月に立ち上げた。中心となるビジネスは、果物と野菜の小売業とし、ケータリング、卸し、自宅への配送、食の教育、学校や地域において販売や野菜を育てることなどの啓蒙、地域のための食堂など、多岐にわたるビジネスを展開している。

2007年開店当初は、有給の職員1名とボランティアスタッフ5名での運営だったが、翌2008年は有給の職員2名とボランティアスタッフ20名となった。

6. ビクトリア州のサポート

ビクトリア州は、「Brotherhood of St Laurence Community Enterprise Development Initiative (CEDI)」と共同で「Stronger communities – making it our business」というスローガンの下、コミュニティ・エンタープライズのワークブックとDVDを作成し、冊子を配布するだけでなく、市のHPから自由にダウンロードできるようにしている。

州のサポートだけでなく、1998年には「Bendigo Community Bank」、2005年には「Brotherhood of St Laurence Community Enterprise Development Initiative (CEDI)」などの民間団体が設立され、地域のコミュニティ・エンタープライズをバックアップしている。

7. アプローチ法の特徴

コミュニティ・エンタープライズを作るにあたり、ワークブックで紹介されているのが、強み調査手法(Appreciative Inquiry(AI))である。

強み調査手法(AI)は、今までの住民やコミュニティの力を肯定的に捉えながら、長期計画のような新しいビジョンを導き出すのに使われる手法とされている。

8. まとめ

前述のワークブックには、コミュニティ・エンタープライズは、地域の社会的資本であり、文化的資本であり、人的資本であると書かれている。地域の資源を利用して、地域に必要なものを、その地域に生活する住民の視点で考え、住民参加型で事業として発展させることが重要であると思われる。

公的ボランティアの社会化とコミュニティマネジメント

保護司経験者への生活史調査を事例に

笠井賢紀（龍谷大学）

キーワード：社会化、重要な他者、複数的人間、公的ボランティア、生活史

1. 問題提起

日本では大正・昭和期にかけて民生委員や保護司等の公的ボランティアの制度が整備されてきた。報告者は本学会第11回大会において「地域内分権組織研究への生活史法によるアプローチ」を発表し、住民自治組織研究の組織類型が実状と乖離していることを指摘し、同組織の成員各人への生活史へと迫った。その結果、生活史から導き出された活動参加の理由等の個人的経験から地域の特性を明らかにした[1]。

住民自治組織の役員も、民生委員や保護司等もいずれも公共の福祉のために働く公的ボランティアである。公的ボランティアは社会的機能の重要な位置を占めており少なくとも現在のコミュニティマネジメントに不可欠な役割である。それにもかかわらず、公的ボランティアとして満たすべき適応基準は定かではない。本発表では、ある生活史調査自体を事例として、公的ボランティアの社会化過程を政策的に展開するための方法に迫る。

なお、コミュニティマネジメントは持続可能なコミュニティを作り出す方法であり、報告者は「生存基盤を脅かされるような事態に置かれていなくても、意図的にソーシャル・ガバナンスの主体となり、人と人との相互作用を強めるような組織を作ることを、コミュニティマネジメントの一手法として積極的に捉えることができる」と論じてきた[2]。

2. 公的ボランティアの特徴

齋藤純一は公共性の性質として **official, common, open** を挙げた[3]。公的ボランティアの第1の特徴は、その立場・活動がこの3性質のすべての意味において公共性を有することにある。非常勤公務員等とされるかどうかは別として、職務は **official** な性質を帯びている。また、更生保護や地域福祉等、公共の福祉という共通益を追求する点で **common** な性質を帯びている。問題が起きた場合に限定されることもあるが基本的には誰がどの公的ボランティアに就いているかは明らかであるという点で **open** な性質を帯びている。

公的ボランティアの第2の特徴は、公的ボランティアが専門家ではない、あるいは少なくとも専門性によって就く職ではないということである。公的ボランティアには指示や助言を受ける多くの場合なんらかの有資格者である専門職がカウンターパートにいる。そのため、公的ボランティアには地域性や民間性が期待される。

「専門家ではないが公的」という二つの特徴を同時に有する公的ボランティアの特殊性は、社会化過程において「何を、どこまで適応すべきか」という適応基準の葛藤を引き起こす。この葛藤は専門家ではないために体系だった学修や理論構築を経ないものの、公的であるために一定の強い責任を負っているという状況に置かれていることによる。

本発表では、公的ボランティアの特殊性とそれに起因する葛藤に焦点をあて、「公的ボランティアの社会化」において、(1)「重要な他者(significant other)」は誰か、(2)適切な分析法はどのようなものを図るかの2点からアプローチする。

3. 事例と調査概要

本発表で用いる事例は保護司を34年務めた女性の生活史である。同氏への生活史は発表者と栗井俊貴氏（本学会会員）による2016年3月から10月にかけて7次に及ぶ聞き取り調査に基づいて構成された[4]。

調査目的は「保護司としての社会化」過程を明らかにすることであるが、調査過程においては生い立ちや学校歴、職歴等、一見すると42歳から76歳までの在任期間であった保護司としての社会化には直接の関係がなさそうに思えることも含め、あくまで生活史の調査を行った。これは、保護司の社会化に関する先行研究がいずれも保護司職委嘱後の当人に関することの調査に偏っていることについての疑義に基づくものである。すなわち、委嘱後に社会化過程を「どのように」経ることができるかは、委嘱前の生活史によって形成される価値観や人脈、経験等に拠るはずであるが、そうした観点が欠落していると考えた。

4. 結論

事例において「大切な他者」は「保護司の社会化」過程に限っていえば対象者、特に対象少年であり、対象者への更生保護を通じて保護司は社会化していった。ただし、保護司であるその人が社会化していく過程において重要な他者は、本事例においては自身の子や夫や近隣住民であった。

公的ボランティアが社会化過程で適応基準の内面化をめぐり抱える葛藤と向き合うときに動員されるのは市井の人としての全人的な経験である。すべての経験が公的ボランティアに繋がり回収されるのではなく、公的ボランティアも含めたさまざまな経験に基づく性向が共存する複数的人間像こそが公的ボランティアの社会化過程の分析にはふさわしい。

必要不可欠な社会的機能を果たすのが公的ボランティアという「専門家ではないが公的」という特殊性を有する、担い手の葛藤を惹起する制度に拠って立つことには議論の余地がある。しかし、公的ボランティアを政策的に展開していくにあたっては、(1)特殊性を前提とし経験の画一化ではなく多様な経験の活用を図ること、(2)研修等において専門知識・技術の伝達のみならず多様な経験の接合を図ることが提言できよう。

参考文献

- [1]笠井賢紀. 地域内分権組織の類型論を超えて(1): 甲賀市甲南町希望ヶ丘学区自治振興会希望ヶ丘分会を事例として. 龍谷大学社会学部紀要. 2015, no. 47, p.46-57.
- [2]笠井賢紀. “組織の存続とコミュニティの持続可能性”. アジアの持続可能な発展に向けて. 巖網林・田島英一編著. 慶應義塾大学出版会, 2013, p.101-118.
- [3]齋藤純一. 公共性, 2000, 120p.
- [4]笠井賢紀. 「保護司になっていく」こと—34年間保護司在任者の生活史を中心に—. 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報. 2016, no.6, 採録決定済/ページ未詳.

限界集落とはなにか

鳥取県倉吉市の現地調査から考える

高木昭美（芝浦工業大学）

キーワード：限界集落、過疎地域、地方消滅、縮減社会

1 限界集落問題とは

「限界集落」とは、「65 歳以上の高齢者が集落の半数を越え、独居高齢者世帯が増加したため社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」である。1988 年に高知大学の大野晃教授が提唱した概念である。「集落」とは、地域の最小単位的生活共同体で、「字（あざ）」であり、伝来の「むら」である。

日本では 1970 年から過疎地域対策が実施され、一定の条件に該当する市町村を指定し様々な優遇措置、支援措置が行われていたが、限界集落は、過疎地域の中でも特に状況の悪い地域であり、過疎問題への新たな視点を提起したものといわれていた。

限界集落問題が、メディアの注目をあびて国民の危機感をあおるようになったのは、2010 年の過疎対策法の期限延長をめぐる国会の攻防で延長論の根拠とされたためといわれている。最近では、日本の「縮減社会」の先端現象であり、「地方消滅」の危機を現しているとも評される。

しかし、まったく別の見方も主張されている。地域社会学者の山下祐介は、高齢化が主な原因となって消滅した集落は、ほとんど存在しないという。消滅した主な原因は、工場地帯の閉鎖といった経済的要因が多いと主張する。[山下 p43]

それでは、「限界集落」の実態とは、どのようなものか。筆者は、2016 年 9 月、鳥取県倉吉市の山間部の集落「長谷（ながたに）」地区を訪問しフィールドワークを実施した。以下、報告する。

2 鳥取県倉吉市「長谷（ながたに）」の概要

(1) 都道府県で最も人口が少ない鳥取県(573,648 人。H27 国政調査)は、「過疎先進県」といわれ、60、70 年代から人口減少が進み「消滅の危機にある」とメディアで紹介されている。[宝島社 p38]

倉吉市は、1953 年に市町村合併を経て「市」となったが、1985 年に 57,306 人だった人口が減少を続け、2016 年 10 月末では 48,451 人(15%減)となり、65 歳以上の人口が 31%を占めている。倉吉市は、過疎地域の指定は受けていないが、合併前の旧「関金（せきがね）町」の一部は、林野率 75%以上で 1ha の人口密度 1.16 人未満の「振興山村（山村振興法 1965 年）」、並びに勾配の険しい田畑面積の多い「特定農山村（特定農山村法 1993 年）」の指定を受けている。長谷は、このような旧関金町の北谷（きただに）地区(1,423 人、558 世帯)の 18 ある「字」のひとつであり、鳥取県の山間地域実態調査の対象になっている。28 年度調査によれば、集落の人口減少が続き、高齢化率 50%以上の世帯 45.9%、集落の小規模化、独居世帯が増加している。

(2) 平成 28 年 8 月末現在の「長谷」の人口は、54 人（男性 28 人、女性 26 人）。22 世

帯。このうち 65 歳以上が 26 人で、48%を占めている。あと 1 人で限界集落の基準 50%を越える状況にある。

3 現地調査の概要

(1) 現地調査は、2016 年 9 月 3 日～4 日、長谷地区に筆者の出身大学の同じ研究室の後輩で、新たに就農した若者がいたため、その人物の紹介で現地を歩き住民の方々から話をうかがうとともに倉吉市役所へのヒアリングを行った。

(2) 現地調査の概要は次のとおりである。

①長谷地区は、人口減少、高齢化が進んでいるが、車で往来可能な周辺地区に子、孫が住んでいる世帯が多く、必要に応じて医療、福祉サービスが受けられるネットワークが形成されている。倉吉市内の市街地へは車があれば約 30 分で到着できる。

②「集落支援員」など市の支援体制が整備されており、特に長谷地区は、就農促進のため「長谷お試し住宅」が制度化され、就農希望者は、空家の農家住宅を借りて住むことができる。就農支援制度（就農応援交付金、農業機械の貸与事業など）があり、新規就農者には、果樹園用地などが提供される。このため、都市部から新たに就農する若者が出ている。これは、「限界集落の活性化」といえる。

③主な生活収入が「年金」である世帯が多く、加えて、農業収入（梨園、稲作）がある。野菜の無人直販設備もあり、花卉や養蜂を営む住民もいる。

④住宅はすべて戸建ての農家住宅であり、「長谷の水」と呼ばれる名水などの湧水にめぐまれ、比較的起伏の少ない山林に囲まれた緑豊かな谷地には、谷津田や畑が広がっており良好な生活環境にある。

(3) 現地調査から考察すると、

①長谷地区の生活環境は、大都市に比べると良好であり、新たに就農する若者もおおいえば「限界」を「更新」しつつ平和で豊かな生活を営んでいるように見える。

②しかし、将来的には、さらに進む人口減少、高齢化のため、集落が消滅する可能性は否定できない。小さな集落であるが、神社、仏寺が、ひとつずつあり、習俗的行事も行われている。今や集落の歴史、伝統が失われつつある。

4 結語

限界集落問題を、国家政策の問題として考えると、それは、「地方消滅」の危機的な先端事例として地方創生政策の俎上などで議論されている。しかし、現地調査から見えてくるのは、将来の不安を抱えながらも平穏に豊かに生活している地域の姿であった。それは、「選択と集中」や「経済合理性」の論理で切り捨てるべきものではないと思う。この問題は、「継承すべき人口についての将来展望が見えない集落」の問題である。[山下 p38] 将来の展望は、日本の「集落」の「多様性」と「共生」の価値を再認識し、日本人社会のあり方を、改めて真剣に考え直すことから見い出されるのではないだろうか。

参考文献

宝島社「図解 ひと目でわかる地方消滅（別冊宝島 2299 号）」2015 年 3 月

山下祐介『限界集落の真実～過疎の村は消えるのか？』（ちくま新書 941）筑摩書房 2012 年 1 月

鳥取県「平成 28 年山間集落实態調査」2016 年 10 月

「間取り」に診る暮らしの規範構造と政治意識

わが国近現代における市民的公共性の構造転換とその課題

山脇直祐（北九州市立大学大学院法学研究科非常勤講師）

キーワード：市民的公共性、規範構造、政治意識、社会化、原子化、
主権者、教育、住居、住宅、間取り

1. 序論

わが国では選挙権付与年齢が18歳へ引き下げられることを一つの契機として、民主主義社会の基盤となる市民的資質がある主権者をいかに育成訓練していくかについて、考え方や手法などの議論と様々な取り組みがより活発になっている。しかし、その前提となる萌芽的な「社会化」は養育環境においてなされ、この基盤となる住居や住宅は自らを設計し枠付ける「間取り」の特徴により、同時代の暮らしに根ざす規範構造や政治意識が既に反映され構造化されている。

本報告では個人が市民性を発揮し主権者となっていく前段階である萌芽的「社会化」の基盤、住宅の構造の変化からわが国市民的公共性の支持基盤の変化を指摘したい。

2. 「市民社会」論の転換

さて、個人が家庭で最初に「社会化」され、更に市民性ある主権者になるとして、その市民同士が市民として関わっていく場としては何が考えられるだろうか。このような社会関係としてよく挙げられるのが「市民社会」概念である。

ただ、植村邦彦によれば、「市民社会」概念は多義的で広範であり、もともと *Aristotelēs* が国家共同体をさして使用し、*G.W.F.Hegel* より経済社会と同視され、*A. Gramsci* から国家のイデオロギー的諸装置とされ、*J. Habermas* が非政治的かつ非経済的で公共的な世論形成をもたらす結合関係としてその言葉から捉え直すにいたっている。また、わが国でも、マルクス経済学が経済社会とほぼ同一視したのに対し、斎藤純一や山口定などは公的でも私的でもない公共性の領域としており、比較的揺れ幅の大きい概念である。そもそも、近年では *R.D.Putnam* や *N.Ferguson* など、「市民社会」をはじめ社会関係資本それ自体の衰退を指摘する見解にも事欠かない。

本報告はこのような現状にも鑑み、「市民社会」の前段階に立ち返り、個人の「社会性」が構築される萌芽的局面の具体的構造にこそ焦点をあてたものである。

3. 住居政策の展開

近代国家は自らの主権の及ぶ領域に国民生活が存することを前提としており、人間は自らの養育環境において初めて「社会化」され主権者となっていくことになる。しかし、わが国の住居政策は奇しくも先述した「市民社会」概念の変化をなぞるが如く展開し、個々の住居とそれを包摂する住宅地や地域全体の社会関係を視野に入れてこなかった。

明治期は鹿鳴館から官営八幡製鐵所まで国家的建築物整備が急がれ、居住用建築に関わる政策的対応としては官舎の整備程度にとどまる。続く大正から戦中期の住居政策も、旧「都市計画法」（大正8年法律第36号）、「市街地建築物法」（大正8年法律第37号）、「不

良住宅地区改良法」(昭和2年法律第14号)による物理的規制が中心である。

戦後の昭和期には居住環境全体を包摂的に対象とした住宅法案や宅地法案が廃案とされる一方、他方では絶対的住宅不足のなかで「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)・「日本住宅公団法」(昭和30年法律第53号)・「住宅金融公庫法」(昭和25年法律第156号)や「住宅建設計画法」(昭和41年法律第100号)が整備され、のちに住居政策を社会開発や経済政策の一環としていくことになる五月雨式立法が行われた。

そして、何度も廃案となってきた「住生活基本法」(平成18年法律第61号)が平成に入って成立したものの、その内容は自治体や住宅関連事業者に対しての規定となっており、所有者や居住者による居住民主主義的参加の制度化は現在まで進んでいない。

4. 「間取り」に診る市民的公共性の構造転換

人間を最初に「社会化」する社会集団は今日では家族であって、その成員の内外関係は生活基盤である住宅において結節するため、この「間取り」は周辺の規範構造や政治意識を反映し、再び成員へ内面化させるものとなりえる。

このことを踏まえ、わが国住居の「間取り」について鑑みれば、近現代以降において極端な変化が生じているということができる。その基本的な造りは江戸末期まで連綿と集団主義的な続き間と客間を中心としたのに比し、近代以降の「間取り」にはむしろ急激な原子化または解体というべき傾向が認められる。

わが国の「間取り」は有史以来、江戸期までは玄関から直入する個室を多く設けず、表の客間から奥の続き間へと連なる1棟を一体としてもちいる構造であった。しかし、人口移動激しい明治期を過ぎ、私生活への自意識が高まる大正期には客間が縮小され、交通空間たる中廊下を中心に個室連なる個人主義的ないわゆる「文化住宅」が登場する。

戦後昭和期には絶対的住宅不足に陥り、客間やときに中廊下まで応接間や居間、或いは家事空間と合併されるなか、戦中の研究を活かした寝食分離と親子の隔離就寝がいわゆる「51C」により達成された。ただ、この「51C」にはnLDKモデルへの画一化を招き、また夫婦のみ集中就寝とし、性別役割分業を固定化したとの批判もあり、今日では家事空間や衛生空間まで分離し原子化された個室が並ぶ「個室群住居」も登場している。

5. 結論

ここまでの検討からは市民的公共性の発露へ向けた「社会化」どころか、核家族化による世帯増加で各戸を縮小しながら、近代家族化により原子化する傾向が認められる。今日では「地域社会圏」モデル、「遊環構造」論も現れているが、公共建築や原子化を物理的に実現しえた建築も、人を結節させる「社会化」にはあまり有効と思われない。

住居や地域計画の政治学的・政策学的考察はE.McKenzieの一連の研究や本邦「集合住宅デモクラシー」論などで注目されながらいまだ断片的な側面も多いが、その通時的かつ構造的比較は主権者の政治意識の原点と変化を映し、示唆に富む領野を残している。

<主要参考文献>

植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』平凡社 2010年

塩崎賢明編『住宅政策の再生 豊かな居住をめざして』日本経済評論社 2006年

祐成保志『〈住宅〉の歴史社会学—日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化』新曜社 2008年

住田昌二『現代日本ハウジング史:1914~2006』ミネルヴァ書房 2015年

早川和男編『歴史と思想』(講座現代居住1) 東京大学出版会 1996年

自助・共助におけるコミュニティ再生に関する研究

広島県川根地区・岐阜県芥見東地区の事例

柳井妙子（岐阜を想う会）

キーワード：自助・共助、交流の場、キーパーソン、地域への誇り・愛着

はじめに

わが国では東京一極集中が進む中、地方再生が喫緊の課題となっている。国は、地方創生に向けた地方公共団体の取組に対して、情報・人材・財政の3つの側面から支援している。これらを効果的に活用するためには、地方のコミュニティ内で、能動的な自助、共助が生まれる土壌づくりが求められる。今回、中山間地域である広島県川根地区と経年化した郊外団地である岐阜県芥見東地区とのコミュニティ再生を比較することで、自助、共助の土壌づくりについて比較考察し、共通項と特有項を知見し報告する。今回の調査方法は、其々の地域連合会会長への聞き取り調査と、地域が発行している総会資料等によるものである。

1. 川根地区と芥見東地区の概要

1.1 川根地区の概要

川根地区は、広島県安芸高田市の最北端、島根県境に位置した山間地域であり、2015年3月現在、19集落、225戸、総人口484人である。1946年には2198人であった人口が、2015年現在、ほぼ4分の1以下に減少し、同時に高齢化率が急速に進んだ。過疎化と共にコミュニティの劣化が進行し、次第に「地域には何も魅力が無く、誇りがもてない、人口流出が当然」とされる地域社会の一つとなっていた。

表1 川根振興協議会活動の経緯（数字は年数）

1972	川根振興協議会設立	2003	サテライト・ディサービス開始
1981	川根柚子振興協議会設立	2003	川根土地改良区設立、基盤整備着工
1989	川根地域総合開発構想策定	2004	支え合い活動「おたがいさまネットワーク」設立
1991	川根将来構想図「川根夢ろまん宣言」作成	2005	小学生と一人暮らしの高齢者交流「まごころメール」開始
1992	交流拠点施設「エコミュージアム川根」完成	2006	放課後児童教室開始
1993	地域福祉活動「1人一日一円募金」開始	2007	高齢者ふれあいサロン開始
1993	交流事業「ホテルまつりin川根」開始	2008	「農事組合法人かわね」設立
1998	川根全域農地保全のため「川根農地を守る会」設置	2009	市町村運営有償運送事業「かわねもやい便」運行開始
1999	地域提案による「お好み住宅」入居開始	2010	農林水産大臣「食と地域の『絆』づくり」優良事例選定
2000	農協撤退後「ふれあいマーケット万屋」「ふれあいスタンド油屋」運行開始	2013	東日本大震災・おいらの地域の元気興しを応援する第1回「いがす大賞」の入選団体に選定される
2002	「かわねあぜみち隊」結成		

1.2 芥見東地区の概要

芥見東地区は、岐阜市の北東部に位置し、岐阜市中心市街地のベッドタウンとして高度経済成長期に、丘陵地に開発された郊外型住宅地である。この地域の世帯主は、現在定年退職を迎えたかこれから迎えようとしている人たちである。人口は、最高時には約13000

人であったが、2016年4月1日現在、人口6375人、世帯数2752、そして高齢化率38.29である。この地区は、2006年4月から自治会連合会役員全てが刷新され、新しい組織としてスタートした。まず、全戸に「不安に感じることは何か」のアンケートを実施し、住民の足の確保を計画・実行していった。

表2 芥見東自治会連合会の活動の経緯（数字は年数）

2006	現体制発足	2010	ふるさと良し隊設立
	自治会便り第1号発行（以後毎月発行）	2011	あしたのまち・くらしづくり活動賞の受賞
2007	まちづくり協議会設立		うたごえ喫茶開催
	地域防災コミュニティ計画策定委員会設立		命のバトン配布
	アンケート実施「不安に感じること」		連合会「会友」第1回開催
	ヒヤリマップと安全マップ作成		「絆」ブルゾンの制作
	コミュニティバス運営協議会準備会設立		芥見東見守り愛チーム発足
	アンケート「住民の足について」	2012	災害図上訓練(DIG)実施
	青色回転灯パトロール開始		小さな手助け運動開始
2008	コミュニティバス運営協議会設置		アダルトプログラム会設立、交流開始
2009	大洞里山つくり会発足	2013	公民館カフェ開始
2010	健康落語会開催		ワンコイン・コンサート開始
	ポケットパーク草刈り		ハンドメイキングマーケット開始
	「みどりっこバス」に中学生のヘルパー	2015	ふれあいカラオケクラブ設立

2. 自助・共助について

2.1 川根地区の自助・共助について

川根地区では、全世帯が振興協議会の会員となり、中学校の廃校跡地を地域の交流拠点として農業振興から新産業の育成、高齢者福祉、都市との交流、伝統文化の維持保全まで、生活の全ての分野に及ぶ「終の棲家」づくりを展開している。そして、「死ぬまで現役」、「年金＋年間30万円」を目標に自分のできることをやる土壌づくりを開拓している。

2.2 芥見東の自助・共助について

芥見東地区では、先ずコミュニティバスの運行を成功させるためにボランティアの募集、格安チケットの販売、自治会便りの月刊発行で住民との情報の共有を図った。同時に、「向こう三軒両隣」の考えを根底に住民が安心して暮らせる地域づくりを次々に打ち出し、自助、共助の土壌づくりを実施している。

まとめ

川根地区と芥見東地区では、人口、地域性の違いはあるものの、人が集える「交流の場」を創り、キーパーソンを中心とした人たちによる地域への働きかけにより、徐々に地域内の人と人との絆が強化されてきている。そこでは小さな成功体験が住民の地域への関心を喚起させ、徐々に自分の住む地域への誇り、愛着が生まれ、新たな地域再生への取り組みの発想が生まれている。その共通する成果としては、いずれにおいても自助、共助が強固となり、住みやすい地域コミュニティのサステナビリティに繋がっている。

中山間地域に多様性をもたらす住民自治活動の展開

鳥取県智頭町の百人委員会を事例として

栗井俊貴（龍谷大学社会学部）

キーワード：中山間地域、参加型行政、多様性、住民自治活動、智頭町

1. 研究の背景と目的

近年の中山間地域を取り巻く状況は、限界集落や消滅可能性都市といった言葉に表されるように人口減少や少子高齢化など課題を抱えており厳しい。加えて、中山間地域では人口の流入や職業の多様性が都市部や都市周辺部に比べ乏しく、新しい価値観が入ってきづらい。中山間地域において持続可能な地域づくりを行うためには、地域が多様性を受容し住民の経験を多様化していくことが重要である。

本発表は、中山間地域における参加型行政を通じた多様性を受容について論じるものである。中山間地域における多様性を受容は、「多様な経験をもつ住民」と同時に「その住民の経験を活かすことができる制度」が併存することにより可能になる。こうした住民の多様な経験を活かす制度が整備されていることを「多様性を受容」と位置づける。

多様な価値観や職業の流入は、地域のあり方をめぐり住民自治の現場にコンフリクトをもたらすが、他方で、多様性を受容は住民自治活動の多様化を生む契機となりうる。

2. 研究対象と方法

本発表で事例として用いるのは鳥取県智頭町の百人委員会である。同町は、中国山地の東端で典型的な中山間地域に位置する。同町は、平成の大合併では隣接する鳥取市との合併を拒否し単独町制を維持した。近年、鳥取県の町村部の中で、同町は人口に対する移住者の割合が多い[1]。2008年に行政の主導により全町規模の参加型行政を実現する制度として百人委員会が設置された。同会の特徴は、公募で選出された住民が町全域を活動の対象として課題に合わせた部会を組織し、同部会が行政に対し、課題解決・価値創造のための事業費を直接予算折衝することが可能な点である。中山間地域における多様性を受容する住民自治の実践として成果を上げており[2]、同町は地域の多様性が増しているといえる。

本発表では、百人委員会に参加する住民に対する聞き取り調査の結果から活動への参加や継続の理由を整理し、地域の多様性を受容という視点から分析を行った。

3. 調査の分析結果

分析の結果、次の3点が明らかになった。(1)多様な経験をもつ移住者にとって、百人委員会が経験を活かした新しい活動を始める支えとして機能していること、(2)(1)で生み出された新しい活動が潜在的な移住者にとって魅力に映るということ、(3)Uターン者を含めた移住者が過去のキャリアを活かした活動を行うことで、地域に新たな価値がもたらされていることである。

調査対象者の一覧（いずれも 2015 年に実施）

記号	主な所属部会／立場	性	年代	調査日
A	特産農業部会／部会長,U ターン者	男	70	8/29
B	商工・観光部会／部会長,U ターン者	男	20	8/29
C	獣害対策部会／部会長	男	70	8/29
D	教育・文化部会／移住者	男	30	8/30
E	教育・文化部会／元部会長,移住者	女	40	8/31
F	商工観光部会／移住者	女	30	8/31
G	林業部会／部会長	男	70	8/31
H	商工観光部会（2012 年度まで）	男	40	9/1

多様な経験をもつ住民が新しい活動を展開しようとするときには制度が支え、その新しい活動が潜在的な移住者にとって魅力に映る。それは移住の促進につながり、実際の移住後には同制度を活用し新しい活動を始めるといった潜在的移住者の移住促進につながっていることが分かった。また、結果として参加型行政を活発化させているという好循環がみられた。さらに、移住者による新しい活動は、自治体の制度下で行われることで一定の公共性を帯びる。このことは、新旧住民の信頼関係構築を促す一助となっている。加えて、移住者が中心となり提案した事業が後に旧住民と一体となり運営されるようになるなど地域の多様性の受容を通して旧住民の経験も多様化されていることが分かった。

4. 結論と展望

本発表は、全町規模で実施される参加型行政制度の活用を軸に、中山間地域に多様性をもたらす住民自治活動の展開を論じた。中山間地域における持続可能な地域づくりのためには、多様な経験をもつ住民の新しい活動を支え誘発させる多様性の受容が重要である。そして、多様な経験をもつ住民に対し自治体政策への参加が保障されていることは中山間地域の多様性を育むために重要であり、本事例のみならず他地域にも応用可能である。

なお、これらの制度を活用して行われた活動の評価に加え、活用する参加する住民に偏りがある場合などその住民代表性について今後の検討を要する。

参考文献

- [1]小田切徳美, 「田園回帰」の概況と論点：何を問題とするか, 田園回帰の過去・現在・未来：移住者と創る新しい農山村, 小田切徳美・筒井一伸編, 農山漁村文化協会, 2016, pp15-19（シリーズ田園回帰 3）
- [2]家中茂, 自治体行政の挑戦：鳥取県智頭町「みどりの風が吹く疎開のまち」から, 地域再生のフロンティア：中国山地から始まるこの国の新しいかたち, 小田切徳美・藤山浩編著, 農山漁村文化協会, 2013, pp189-223（シリーズ地域の再生 15）

PTA を中心に「学校を核としたコミュニティ」の活動と役割

歴史からみる市民意識のコミュニティに対する変容と課題

永田直人（千葉商科大学）

キーワード：地域、コミュニティ、PTA、町内会、学校、まちづくり、社会関係資本

1. はじめに（問題の所在）

日常生活の中で「地域」に対する関心は低下し地元の繋がりは急激に薄れてきている。人々の行動範囲は交通の発達や技術革新、多様化などにより大幅に拡大している。交流の希薄化が進む中、人口の減少や核家族化に伴い、旧来から人々が共同で取り組んできた地域生活向上への取り組みは、家族と地域の結びつきも弱まりコミュニティに対する関心が薄まる事により近隣との密接な人間関係は避けられる傾向にある。

2. 研究の独自性・重要性

上記の時代的背景のもと「地域」を生活から見直す（地縁を中心とした）新たな視点、価値基準の必要性が浮かび上がっている。その解の一つとして公立小中学校を挙げる。義務教育としての学校は子供たちの学習・教育の場であると同時に多くの住民が通った共通の「思いの場」であり、「地域の歴史・文化を育み、地元愛を育てる」コミュニティの核として地域の絆の中心にある。その地域に居住し続けられる地理的社会的条件が整っていれば、教育環境を整える政策は地域コミュニティ活性化の選択肢でもある。

本研究では時代変遷を受けた地域の変化に対してコミュニティ活動の変容過程に注目する。特に「学校と地域」に着目し、公立小中学校における地域の核として代表的な地縁団体である PTA の活動と役割にフォーカスする。地域があるからこそ学校があり、学校があって地域がある。地域社会の発展は地域コミュニティとそれを支える公的機関の努力の帰結である。本研究では人口 5 万人規模の千葉県富津市のコミュニティに焦点を当てる。富津市は東京都に近く都市影響を受けやすい多様な土地柄の地域でもある。

3. 主張と論点

(1) **学校**：日本において最初に近代的な学校制度ができたのは明治 5 年の学制発布によるといわれる。明治政府が全国に小学校を作るといふ呼びかけに対し地域の名望家及び住民が私財をなげうって設立されたものであった。そのため、歴史を持つ古い地域の学校はコミュニティにとって非常に大きな意味を持つものであった。その地に住む住民にとって、自ら私財を供出し作り上げた学校は愛着も強く、まちの小学校は古くから地域の中心的な意味合いがある。明治・大正・昭和にかけて学校教育制度は整備されたが、小学校の校長を中心とした知識層によって「自分たちで支える学校」というよりは地域の規範構築・イデオロギー教化や戦時総動員体制整備の下で強化、国家の意思を伝播する組織としての意味が強まった。敗戦を迎えた我が国の学校はアメリカ教育使節団の指示のもと、個人の価値と尊厳を基礎に置いた改変が行われた、ここに教育勅語に代わる教育基本法に基づく小学校運営組織が構成される。富津市史によれば、富津の小学校も例外ではなく、現在地域に残された 11 校のほとんどが明治 6 年創立され、明治以降の教育制度の大きな歴史の中で、

地域の生活に多くの影響をうけた（与えた）と見られる。

（２）**コミュニティの設立と変容**：地縁を中心とした地域コミュニティには行政が大きく影響している。また、経済的な構造や文化・社会的な構造も無視できない。地方都市であっても経済的な活動は広くグローバルに展開している。住民の多くは居住地区外に通勤している。他方、地元の中小零細の小売業にとっては買い物客のほとんどは地元暮らし住民であり単なる売買の関係を越えた関係を形成している。特定の地域コミュニティを離れては事業が成り立たない中小企業や零細自営業にとって、地域の中での役割を若干でも果たすことは、経済的な理由からも合理的なことである。富津市においても、多くのコミュニティが「まちづくり」のアクターとして市を支えている。

（３）**PTA・町内会等**：PTAはGHQが「設立と普及を奨励する方針」を掲げ、文部省を通じて全国的に指導・支援を行った社会教育団体である。昭和24年に社会教育法のもと家庭教育の充実、地域、学校の連携で子供たちの育成を目指した協議会を構成するとともに、「活動する団体」として広まった。地域ごとに構成される全国組織が作られており、母親たちのPTAは子供たちの教育活動を中心に、学校による協力などを支えに民主化の推進や教育・文化体制整備の発展に注力し大きな影響を与えた。また自治・町内会はGHQによる解散・禁止令を乗り越え独特の地縁組織として地方自治体のコミュニティ政策の一端を担う地域生活基盤組織としての役割を果たしてきた。

しかし、近年、少子高齢化の進展による居住人口の減少や女性の社会進出、単身世帯の増加傾向が強まる中、PTAや町内会などのコミュニティは運営が厳しく、会の役割が軽視され負担増・後継者の忌避等、組織運営に綻びが目立つようになっている。

４．コミュニティの課題：

コミュニティとして住民が交流を深め、（災害時などのボランティア活動等における）地域住民の生活を組み立て、絆を深める場として、小学校区単位の公立小中学校に注目する。パットナムの「孤独なボウリング」に指摘されるコミュニティの機能が弱っている現状を「地域住民の生活を支える仕組み」として学校施設の自由な利用による世代間の交流促進、学校を核としたコミュニティによる社会関係資本の醸成、そして行政と地域コミュニティおよび学校等の地域アクターの協働によるバランスのとれた「まちづくり」視点による見直しが必要となろう。

主要な参考文献

浅川達人・玉野和志, 2010, 『現代都市とコミュニティ』日本放送出版協会

稲継裕昭, 2013, 『自治体ガバナンス』放送大学教育振興会

玉井康之, 1998, 『北海道の学校と地域社会 第2版』東洋館出版社

葉養正明, 2006, 『よみがえれ 公立学校 地域の核としての新しい学校づくり』紫峰図書

広井良典, 2009, 『コミュニティを問い直す一つながり・都市・日本社会の未来』筑摩書房

森岡清志編, 2008, 『地域の社会学』有斐閣

ロバート D パットナム、2006『孤独なボウリングー米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳、柏書房

富津市, 1982, 『富津市史 通史』ぎょうせい

手続的立憲主義という概念の創設に関する試論

アメリカ合衆国州憲法の起源と発達の果実

藤田忠尚（藤田総合事務所）

キーワード：憲法改正論議、立憲主義、成文憲法、アメリカ合衆国州憲法、手続法

1. はじめに

近時、立憲主義の概念が、憲法改正論議の中で度々持ち出されるようになってきた。しかし、必ずしもその効果は大きくない。思うに、その原因は概念の多義性にある。すなわち、我が国憲法学界の習わしでは、「①立憲主義とは、政治が単に形式的意味の憲法つまり成文憲法に従って行われるべきであるとの要請を指すものではない。」としたうえで「②立憲主義というためには、少なくとも一定の内容を備えた憲法に従って国家統治が行われる必要がある。」と議論を進めていくのが通例であり、焦点が立憲主義を支える実体的価値の問題に直ちにシフトするからである。しかし、近代立憲主義の発現形式が、英国を除けば、いずれの国でも「憲法典」を書き記していくことである事実を鑑みれば、前記①の趣旨の歴史的・規範的意義を軽視するべきではない。この研究発表では、近代成文憲法主義の嚆矢であるとともに立憲主義の実験室とも称されるアメリカ合衆国州憲法の起源と発達の事情を手がかりとして、新たに「手続的立憲主義」という概念の提示を試みたい。

2. 立憲主義か憲法主義か

立憲主義は、Constitutionalism の訳語である。君主や議会をも超える法規範を必要とした近代国家は、Constitutional Law を Constitution として法典化するという実務的手法を考案し、これが近代化の有力な手段となった。その意味では、憲法主義という訳語も捨てがたい。国家を名宛人とする憲章を憲法典として策定し、立法を含む執政の構造と機能をコントロールしていくというプロセスの動態を適切に表現すると思われるからである。

3. アメリカ合衆国州憲法の伝統（起源と発達）

このような憲法主義の方法の淵源は、独立革命時に制定されたアメリカ諸邦(州)憲法(以下「諸州憲法」という)である。独立は植民地を本国から解放する一方で、自らの国家を自覚的に建設するという課題をアメリカ社会に与えた。彼らは、権力の否定と権力の必要を同時に満たすための手段として、かつて自治の授權規範であった植民地憲章の法形式を借用する方策をとった。そして、この最高法規という皮袋に、自らの意思による執政の構造の決定(Flame of Government)と執政の機能に対する人民による制約(Bill of Rights)という新しい酒を注入した。事後成立した連邦憲法も、欧州の憲法も、諸州憲法による創始の影響を受けたものである。ちなみに、日本国憲法に存する社会権や地方自治の保障等についても、諸州憲法の影響が強くみられると考えることができる(私見)。

諸州憲法には、いま一つ「立憲主義の実験室」としての重要な特徴がある。240年以上にわたり、連邦国家内におけるサブナショナルな諸州の憲法が相互に影響しあいながら時代の変化を消化していく過程で、各局面において、立憲主義から導き出される様々なアイデ

アが試みられた。したがって、諸州憲法の発達過程の中からは、立憲主義の諸相が窺えるばかりか、特に手続面における規範的な原理を抽出することも可能である。

4. 手続的立憲主義という観念

手続的立憲主義とは、諸州憲法の発達過程から抽出される手続上の原理を規範命題に置き換えようとする試みである。ここにおける手続とは、憲法典の制定・改変（客体）に向けて行われるさまざまな人々（主体）の行為の連鎖であって、これらを結合させるプロセス（過程）によって統一的発展が図られることにより究極の目的（本質）を実現するものである。ここでは、これら手続の構成要素に即して諸州憲法の発達過程を検証することにより、手続的立憲主義に係る規範命題とそのカテゴリーの析出を試みることにしたい。

5. アメリカ合衆国州憲法の発達過程に見る手続的立憲主義の発現

5.1. 本質論

立憲主義には、法の支配(Rule of Law 政府は正義・公平・公正な法に従う)の実定憲法への投影という側面がある。手続的立憲主義はこの広義の立憲主義の中にあって特に公平・公正の理念を担うものであり、これが以下の主体論、客体論、過程論の指導原理となる。

5.2. 主体論

諸州憲法の前文はおおむね We the people という言葉ではじまり、憲法制定権力の所在を端的に明らかにする。その運用においても、これ忠実に実現するため、People の実像を公平・公正に憲法に書き込むことが要請された。これは結局、各州の中の集団や地域間における統治権力の分配ないしは比率の問題として顕在化し、利益集団相互間での議席配分と投票資格をめぐる衝突が繰り返された。前者については 1964 年によく人口密度に比例した選挙区割りに収斂し、後者については 1965 年公民権法がやっと黒人参政権を認めた。

手続的立憲主義は憲法典の作成名義人における公正・公平を求め、規範的には政治参加の権利の明確化と平等化を図ることを命令し、政治参加の権利享有上の差別を禁止する。

5.3. 客体論

手続的立憲主義が主体の拡大と多様化をもたらすに伴い、諸州憲法の規律事項の射程も、19 世紀の経済活動の規制にはじまりやがて 20 世紀には福祉の権利や消費者権・環境権の保障にまで拡大し、政策条項(policy provision)という類型の規定も生み出した。また、地方政府に自治憲章(Home Rule Charter)制定による立憲的空間の構築をも認めるようになった。

手続的立憲主義は、People 像の拡大・深化と憲法典によって規律される事項の変化を同期せしめ、規範的には、規律事項の射程の拡大と空間的拡大を許容する。

5.4. 過程論

憲法には時代に即した可変性と最高法規・根本規範としての安定性の双方が求められるが、諸州憲法は憲法改変の手続を精緻化させることによってこれに対応した。

手続的立憲主義は、憲法改変の種類と手続を大改変である改正(Revision)と小改変である修正(Amendment)に分化させ、前者には制憲作用と同等の理念と方法による慎重な手続を要求するという手法により、後者には迅速に事案を憲法問題に編入するという方法により、People の意思を正確かつ適時に投影させることを諸州憲法に命令する。

6. おわりに

以上の手続的立憲主義の観念を補助線として憲法問題の考察に加えるならば、近時の憲法論議においても、より多面的な議論に資するものと考えられる。

日本国憲法と自衛隊、国際法と自衛隊

自衛隊は軍隊か、軍隊ではないか

山下哲生（立命館アジア太平洋大学）

キーワード：日本国憲法、第 9 条、自衛隊、平和安全法制、PKO

日本国憲法、自衛隊法をはじめとする日本国の法制度において、自衛隊は「軍隊」か否か。国際法において、自衛隊は「軍隊」か否か。自衛隊は合憲か。自衛隊の海外での活動は、これまでの憲法解釈において、合憲、合法、正当なものか。日本は、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を持っているか。

こうした疑問への答えは、日本においては、議論を生む政治的に機微な問題となる。平和安全法制を巡る国会内外での議論、報道に見られる議論、政府の説明などを見ても、自衛隊は軍隊であるとする見解から軍隊ではないとする見解、合憲であるとする見解から違憲であるとする見解、異なる見解が見られる。

戦後の日本国憲法成立、自衛隊法の成立、国連PKO協力法の成立等を振り返りつつ、憲法第 9 条の解釈がどう変遷してきたかを再検討する。

昭和 4 年に発効したケロッグ・ブリアン条約において、米国、日本、中華民国を含む締約国は、国際紛争を解決する手段として、締約国相互での戦争を放棄し、紛争は平和的手段により解決することに合意した。それでは、昭和 6 年の満州事変に及ぶ日本の中華民国における戦闘行為、昭和 16 年の日本の米国に対する真珠湾攻撃はどう正当化されたのか。日本政府は、自衛の戦争は放棄していない、との解釈に基づく主張により、これらの戦闘行為を正当化していた。

昭和 20 年の降伏文書により、日本国政府の国家統治の権限は、降伏条項を実施するため適当と認める措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かれることとなった。1946 年 2 月 1 日付け毎日新聞に報じられた、憲法改正にかかる松本委員会案が不十分であると判断したマッカーサーは、「自己の安全を保持するための」手段としての戦争をも放棄すると明記したマッカーサー 3 原則を GHQ 内に指示した。明治憲法改正過程において、自衛の戦争も放棄するという考えは取り入れられることとならず、現在の日本国憲法第 9 条の規定が発効したが、吉田茂首相は、昭和 27 年に日本は敗戦によって国力が消耗しているとして、米国が求める再軍備よりも経済復興を優先し、自衛のための武力といえども再軍備であることに変わりはないので、武力の保持には憲法改正を必要とすると説明している。

{{西修 1986; 196 頁}}

しかるに、昭和25年に警察組織とされた警察予備隊、昭和27年に保安隊が成立し、昭和29年に自衛隊が成立する際、吉田茂首相は、憲法改正論をとらず、「戦力なき軍隊」という考え方を打ち出した。ここで憲法改正を行うことなく、警察組織として間接的な侵略への対応を任務とした警察組織が、直接、間接的な侵略に対応する自衛隊、戦力なき軍隊へと脱皮した。

こうして成立した自衛隊は、昭和30年代から昭和を通じて、国連憲章にいう個別的、集団的な固有の自衛権を持つが、集団的自衛権は憲法上の制約から行使しない日本国の戦力なき軍隊として、海外派兵はしないという制約を守ってきたが、これが変容するのが、平成2年にはじまった湾岸戦争終結後のペルシャ湾への掃海艇派遣と、平成4年に成立した国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律であり、自衛隊を海外の自然災害対応に派遣する国際緊急援助隊の派遣に関する法律改正である。

この際にも、日本国憲法は改正されることなく、自衛隊の海外派遣が、まずは自衛隊法により、また国連平和維持活動協力法、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づいて実施されてきている。{{2 立命館大学国際平和ミュージアム 編 2000; 3 ガルトゥング, ヨハン 2012;}}

結論

自衛隊は、その装備、任務、訓練、いずれを見ても国際法上は、軍隊として認識されており、現役の自衛隊員は、憲法第66条にいう自衛隊員とはみなされていない。昭和29年の自衛隊成立、平成2年の自衛隊海外派遣いずれにおいても、日本国憲法は改正されることなく、その解釈が大きく変更されてきている。将来、自衛隊が近隣諸国に脅威となるか否かは、自衛隊の装備よりも、その意図をどう近隣諸国が受け止めているかによるところが大きい。

参考文献

1. 西 修. Article 9 of the Constitution and the Self-Defense Forces Law. 駒澤大学法学部研究紀要. 1986, vol. 44, p. 75a-1a.
2. ガルトゥング ヨハン, 藤田 明史. ミリタリーをどうするか: 憲法9条と自衛隊の非軍事化. 立命館平和研究: 立命館大学国際平和ミュージアム紀要. 2012, no. 13, p. 1-10.

発想メカニズムに与える要因への多面的評価に関する基礎的研究

鈴木羽留香（千葉商科大学経済研究所）

キーワード：発想、洞察過程、多面的評価、要因、影響

能力評価においては、評価しきれない程の突出した能力である「評価不可能性」を、いかに評価者の評価能力に抛らず、その突出した能力やそのアウトプットが理解出来ないからと切り捨てることのない、評価の在り方を考察すべく、そのアウトプット以前に立ち返り、発想段階である洞察メカニズムの理解が肝要であることを既に指摘した。

既にシステムズとして、生体メカニズムである洞察過程を階層連関性でみるためのシンセシスに必要な要件を明らかにしているが、本発表ではさらにこの発想メカニズムに与える要因に遡り、それらを多面的に評価するための評価指標について考察することで、評価指標の段階について様々な視点を得る。

（要旨は研究発表当日に資料を配布いたします）

基 調 講 演

政策評価と市民

政策評価は情報の宝庫

窪田好男（京都府立大学公共政策学部教授）

キーワード：政策評価の機能、府省の政策評価制度、自治体評価、事業仕分け、評価手法

はじめに

本報告では、政策評価の理論と国や地方自治体における制度を概観し、市民参加の評価、民意による評価を志向するととれる動きがある中、あらためて政策評価の機能が市民社会への情報提供であることを確認したい。そして、政策評価は市民に役立つ政策情報の宝庫であることを確認し、市民による政策評価の制度の活用の課題を探りたい。

1. 政策評価の理論とわが国における制度

政策評価の理論とわが国における制度を概観する。公共政策学では政策評価の機能が情報提供であることとされていることの確認をし、国や地方自治体における政策評価の制度を概観し、民意を基準とする評価を目指すように見える動きも一部にあるものの、やはり情報提供が主な機能であることを確認する。

(1) 公共政策学における政策評価の機能についての理解：情報提供

(2) 政策評価の主要な手法と制度

- ・費用便益分析
- ・プログラム評価
- ・業績測定
- ・事業仕分け
- ・府省の政策評価制度
- ・独立行政法人の評価制度
- ・自治体評価

(3) 民意による政策評価を目指すをとれる新しい動き

- ・京都市政策評価制度
- ・進化した事業仕分け（住民参加型事業仕分け）
- ・政策マーケティング

政策評価については政策の価値を明らかにするという考え方もあるが、政策評価の主流は、政策のプログラムセオリーを明らかにし、その必要性、有効性、費用対効果などを評価するものであり、有効性を確認する手法が複数あるという状況である。政策評価は民意によって政策を評価するものでもないし、市民の代わりに政策を評価するものでもない。市民に政策情報を提供するものである。

2. 政策評価制度がもたらす情報の市民にとっての有用性・可能性

政策評価の制度が市民にどのような政策情報を提供するか、具体的に確認する。

(1) 府省の政策評価制度

- ・内閣府や各省の政策体系
- ・事務事業の目的、費用、成果等。

(2) 自治体評価

- ・政策体系：総合計画の基本計画と個別分野の行政計画と事務事業とのつながり。
- ・施策の有効性
- ・事務事業の必要性や有効性、費用対効果等。
- ・自治体間の施策の比較、事務事業の比較も可能。

(3) 活用されているか？ なぜ活用されないのか？

- ・政策評価がもたらす情報は市民社会にとって非常に有用である。
- ・活用の可能性も大きい（研究者にとっても）。
- ・しかし、実際には市民にあまり活用されていない。
- ・なぜ活用されないのか？ 実証的な研究は乏しい。
- ・対策は取られており、解説の充実や工夫、アクセスの改善、内容の軽量化など。

おわりに

- ・政策評価のもたらす情報の市民教育における重要性。
- ・市民教育におけるアクティブ・ラーニングの可能性。

パネルディスカッション

主権者教育と大学

大学は何をすれば良いか

森裕亮（北九州市立大学）

キーワード：主権者教育、高大連携、大学の役割

選挙権が 18 歳以上と改められてから、「主権者教育」への注目が高まっている。各都道府県では高等学校における主権者教育の推進が目下の課題となっている。北九州市立大学においても、今年度に入り、近隣の高校から主権者教育の実施についての依頼が立て続いている。

高等学校の先生に訊ねてみても、何をどうしたらよいかわからない、という事情があるようである。これまでも生徒会役員選挙で本物の投票箱を使用したりしてきたが、いざ主権者教育となると、ノウハウがない。とはいうものの、大学としても実はノウハウはない。大学としては、高等学校からのオーダーを受けることしかできていないのが現状である。その意味では、実施期間・時間、人数などの諸条件が高等学校から示されて、それに大学が対応している状況である。後手の対応といっても良いだろう。

高大連携という面でも、大学にとって主権者教育はまたとないチャンスでもある。シンポジウムでは、まだ経験の蓄積はこれからの課題であるものの、私自身が実施してきた高校生に対する主権者教育実践で感じた成果と課題を報告する。

高等学校における主権者教育

現状と課題に関する一考察

吉村義則（長崎南山高等学校）

キーワード：主権者教育、高校の役割、シティズンシップ

昨年6月の公職選挙法改正に伴い、公職選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられ、満18歳を迎えた一部の高校3年生は、今夏の参議院議員選挙から実際の投票に参加する機会を得ることになった。

今後の政治参加を見据えた「主権者教育」（総務省・文部科学省推進）については、文部科学省通達のもと、全国の都道府県で教員を対象とした研修会等が実施されており、その対応や「副教材」の活用法に関しての確認が行われている。このような中で、教育現場では将来を担う市民に必要とされる知識や能力の育成により重点を置いた環境づくりが不可欠となっており、これまで以上に「公民としての資質」を育む指導が求められている。

特に高校2年次は、有権者となることを目前に控えた大切な時期でもあるため、それまでにある程度の思考力・判断力・行動力を身に付けることが望ましく、本校では該当学年に対し大学の教員を招いた講演会や模擬投票を行っている。また、模索段階であるがシティズンシップ教育を念頭に置いた探究授業にも取り組んでおり、より実践的な能力の開発について、その手法を早期に確立したいと考えている。

一方、カリキュラムに関わる時間的制約や指導上の留意点、さらには政治的関心の掘り起こしなど、主権者教育を実施する側のクリアすべき課題も少なくない。そのような状況を踏まえ、本校の主権者教育実践を例にそこで得られた課題と高校に期待される役割について報告を行う。

ひきこもり支援の立場から ～新たな人と地域のつながりを求めて～

北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」センター長

NPO 法人 STEP・北九州 理事 田 中 美 穂

発題趣旨

近年、子どもや若者がその成長過程で出会う問題が、社会問題として取り上げられるようになりました。

NPO 法人「STEP・北九州」は、1990 年代から「不登校」をテーマに市民活動を開始し、不登校当事者やその家族の悩みを分かち合い、共に乗り越える目的で様々な活動を展開して来ました。更にそのテーマは当事者の年齢と共に「社会的ひきこもり」へと伸長し、学校に行けない悩みから、社会参加できない悩みに変わっていきました。

「人と関わるのが怖い」「自分を無意味な存在に思う」など、子どもや若者の生き辛さと向き合っ て気づいたものは、家庭や地域社会の変化や便利で快適な環境の中で、人が孤立しやすい状況が起きているという事実でした。

私達は次世代を担う人々に、どのような未来を手渡していこうとしているのでしょうか。

1. ひきこもり支援の経緯

- ・ 1991 年 1 月 「学校に行かない子どもを支える会・北九州」設立
- ・ 2009 年 5 月 「NPO 法人 STEP・北九州」設立
- ・ 2009 年 10 月 「北九州市ひきこもり地域支援センター すてっぷ」オープン

2. 不登校、ひきこもりが問いかけるもの

- ・ 親子や家庭の変化
- ・ 地域社会の変化
- ・ 社会的自立の困難さ

3. 地域で育つ、地域が育つ

- ・ 縁が輪ネットワークの呼びかけ
- ・ ゆるやかな つながりが支える社会

プロフィール

北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」センター長。

ひきこもり支援コーディネーター、NPO 法人 STEP・北九州理事。

自身の子育ての体験から不登校問題を考えるようになり、平成3年に「学校に行かない子どもを支える会・北九州」に加入し、さらに「ひきこもり」問題に当時としてはいち早く取り組むようになった。平成 19 年に「STEP・北九州」をスタートさせ、現在はセンターでの相談業務を中心に、フリースペース「やわらかカフェ」の開設など、さまざまな活動を展開している。

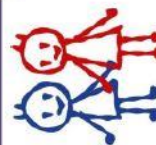
平成 22 年、内閣府主催「女性のチャレンジ賞特別部門」受賞。

若者支援は、地域づくりです

子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。ひきこもり、不登校など、「生きづらさ」を訴える若者も増加しています。

個々の若者が安心感を得て、次のステップアップを目指すためには...

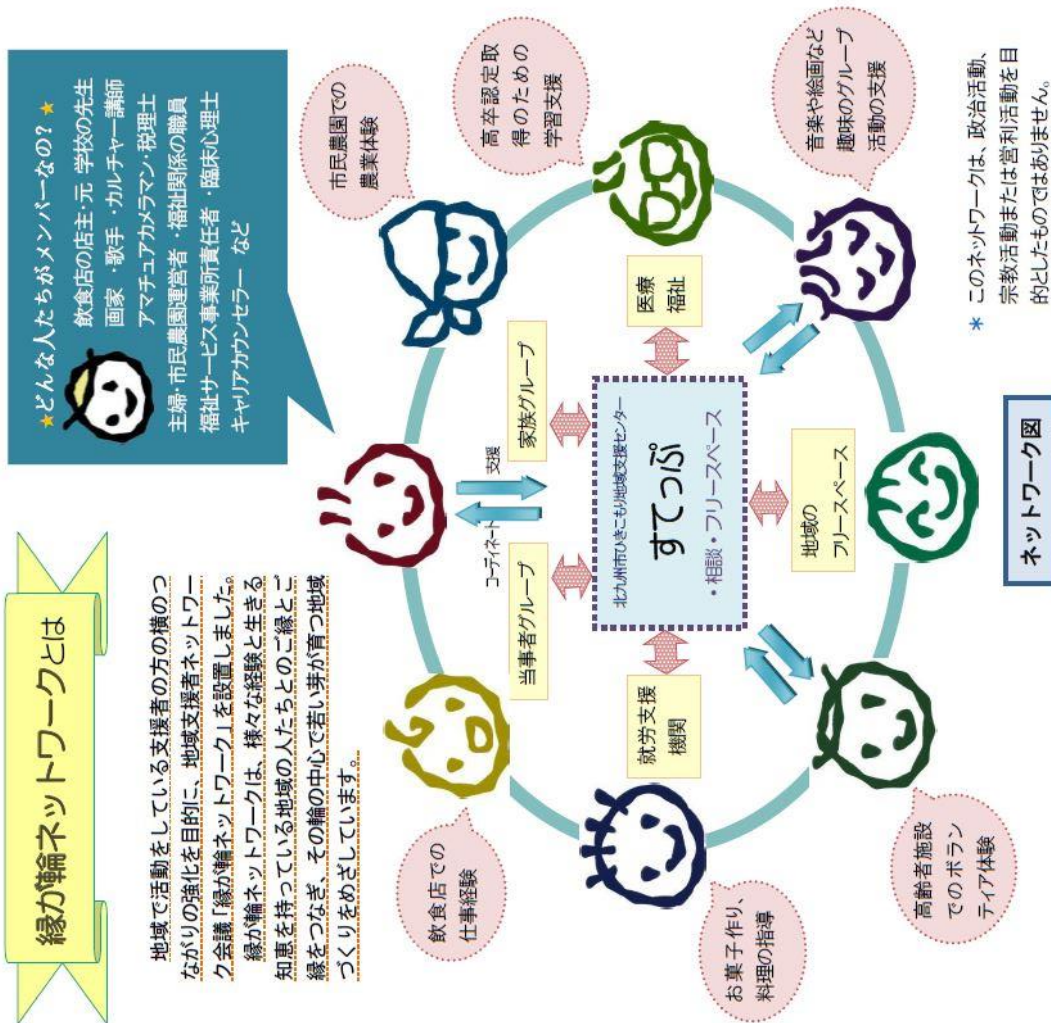
利用者一人一人の事情やニーズに、より丁寧に対応していくには...



こんな自分が好き !!
この町も好き !!

縁が輪ネットワークとは

地域で活動をしている支援者の方の横のつながりの強化を目的に、地域支援者ネットワーク会議「縁が輪ネットワーク」を設置しました。
縁が輪ネットワークは、様々な経験と生きる知恵を持っている地域の人たちとのご縁とご縁をつなぎ、その輪の中心で若い芽が育つ地域づくりをめざしています。



【会場へのアクセス】

○北九州市立大学北方キャンパスへのアクセス

■JRでお越しの方

- ① 長崎方面より長崎本線で博多駅乗換え、鹿児島本線で小倉駅
- ② 鹿児島方面より鹿児島本線・九州新幹線で小倉駅
- ③ 宮崎方面より日豊本線で小倉駅
- ④ 広島方面より山陽本線・山陽新幹線で小倉駅
- 小倉駅で北九州モノレール小倉駅から約 10 分、競馬場前（北九州市立大学前）下車→徒歩約 3 分

■バスでお越しの方

- ① 福岡方面より、福岡天神バスセンターより小倉行高速バス（なかに号）で約 70 分
- ② 競馬場前北九州市立大学前下車 徒歩約 5 分
- ③ 小倉・田川方面より西鉄バスで北方・北九州市立大学前で下車 徒歩約 3 分

■車でお越しの方

- 九州自動車道小倉南 IC より国道 322 号線を経由 約 20 分

■北九州空港をご利用の方

- 航空機の到着に合わせて西鉄バスが運行しております。
- 九州自動車道・中谷三萩野（高速）経由砂津行きにご乗車ください。
- 競馬場前北九州市立大学前下車 約 35 分



○会場（本館）へのアクセス



政策情報学会研究大会一口頭発表に関する規定一

政策情報学会 大会実行委員会

- (1) 研究大会における発表には、「口頭発表」がある。発表内容としては、政策情報学に関係した自由論題とする。発表内容は、必ずしも研究大会テーマに準拠する必要は無く、発表者が直接／間接的に政策情報学に関係していると判断したものを発表することと定める。
- (2) 原則として、口頭発表の申し込みは学会員に限るものとする。ただし、共同発表を行う場合には、筆頭発表者が学会員であれば良いものとする。また学会員は当年度学会費を納入済みであること。
- (3) 他学会において既に発表されたもの、ないしは応募中のものを、本学会に対して二重に申し込むことはできない。
- (4) 使用言語は、日本語または英語とする。それ以外の言語を使用する場合には、事前に大会実行委員会へ相談すること。
- (5) 口頭発表の希望者は、発表申込書と要旨を本学会大会実行委員担当者宛に提出する。提出方法は、(a) 大会実行委員会担当者への E-Mail による提出、(b) 郵送による提出、の2種類がある。なお、研究大会における口頭発表の申し込みの締め切りは、別紙の「政策情報学会研究大会研究発表の募集について」に定められた時期とする。
- (6) 発表要旨は、A4 用紙 1 枚以内として、和文の場合は 11 ポイント、英文の場合は 10 ポイント以上のフォントを用いる。
- (7) 発表要旨は、以下の点に留意して記述する。
 - (a) 題目：内容を明快に反映するものとして、出来る限り簡潔なものとする。
 - (b) キーワード：研究内容を迅速に示すべく、5～10 語句から構成されるものとする。
 - (c) 要旨内容：問題の所在、研究の独自性や重要性、主張や論点などを十分に反映させる。
- (8) 提出された発表要旨は、理事会および大会実行委員会において審査される。その結果によっては、本学会から発表者に対して、修正やリライトを求めることがある。なお、口頭発表採択者には、大会実行委員会から予め発表日時を追加し、予稿集に所収される原稿の執筆を求めるものとする。
- (9) 発表者は、大会実行委員会から指定された期日までに予稿集に所収される原稿を提出する。なお、予稿集の原稿は、『大会発表予稿集』執筆規定に従って作成する。
- (10) 発表者は、当日、各自の発表直前の休憩時間までに会場の受付に到着の旨、連絡を行うこと。

付則

1. 2012 年 7 月 6 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定

政策情報学会『大会発表予稿集』執筆規定

政策情報学会 大会実行委員会

1. はじめに

大会実行委員会では、大会における会員による研究発表の記録保存を目的として、『大会発表予稿集』を製作する。この予稿集は、紙による冊子ないしは電子出版（CD-ROM）とする。製作は、研究大会の開催にあわせるものとする。

2. 原稿作成

原稿は、一般の学会誌などにおける論文形式と同一のものとする。提出するファイルは全て Word ファイルとする。なお、可能であれば、発表に使用する PowerPoint のスライドを、A4-1 枚に対してスライド 2 枚の配分で所収する。

3. 記述項目

必須の記述項目は、「テーマ名」「発表者氏名」「所属」「本文」である。必要がある場合には、「サブテーマ名」「共同研究者」を記述する。なお、内容に応じて章節に区切って記述するようにする。

3.1. 原稿のフォーマット

原稿サイズは A4 とし、1 カラム（1 段）、40 文字×40 行、上下の余白は 30mm、左右の余白も 30mm で作成する。

記述する各項目の文字サイズとフォントについては、表 1 に示されている通りとする。また、行の揃えについては、表 2 に示されている方式に従うものとする。

また、参考文献などの記述フォーマットに関しては、科学技術振興機構による『SIST ハンドブック（<http://www.jst.go.jp/SIST/index.htm>）』に示されたものを基準とする。そのため、「SIST02（参考文献の書き方）」に基づく記述を義務付ける。

なお、提出ファイル名は「発表者氏名.docx」とする。スライドも提出する場合のファイル名は「発表者氏名.pptx」とする。

表 1 文字サイズとフォント一覧

項目	ポイント数	フォント
テーマ名	16	明朝
サブテーマ名	12	明朝
氏名（所属）	12	明朝
キーワード	11	明朝
本文	11	明朝
参考文献	10	明朝

表 2 行揃え

項目	行揃え
テーマ名	中央
サブテーマ名	中央
氏名（所属）	右
キーワード	中央
本文	左
参考文献	左

3.2. ページ数

Word ファイルのページ数については、2 ページ以内厳守とする。規定のページ数を超過した場合には、予稿集に掲載しない。

4. 原稿の提出先

発表者は、予稿集に所収される原稿を、完全原稿として研究大会実行委員会委員に E-Mail で提出する。

付則

1. 2005 年 11 月 17 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 11 月 29 日改訂
4. 2015 年 10 月 8 日改訂
5. 2015 年 11 月 21 日改訂

政策情報学会会員表彰制度内規

政策情報学会 学会賞選考委員会

- (1) 本会は、会員の優れた研究活動および顕著な学会活動を表彰するために、次の各賞を制定する。
 - ・学会誌賞
 - ・研究大会賞
- (2) 学会誌賞
対象者：学会誌投稿時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補作品：学会誌に投稿され、査読を経て掲載された論文および研究ノート
受賞者数：2 名以内
受賞制限：受賞者は 3 年を越えなければ再受賞できない。
- (3) 研究大会賞
対象者：研究大会報告時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補発表：研究大会において、研究大会賞選考のための報告会場にて報告されたもの
受賞者数：原則 1 名
受賞制限：とくに制限なし
- (4) 学会誌賞の選考・審査
 - ① 学会誌賞の選考と審査のために、学会誌賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 学会誌賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と論文審査委員会委員長および学会誌編集委員会委員長によって構成される。
 - ③ 学会誌賞選考審査委員会は、学会誌賞候補作品を翌年 4 月までに選考する。
 - ④ 学会誌賞選考審査委員会は、選考した学会誌賞候補作品を審査し、政策情報学フォーラム開催時の理事会までに受賞作品を決定する。
- (5) 研究大会賞の選考・審査
 - ① 研究大会賞の選考と審査のために、研究大会賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 研究大会賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と学会賞選考委員会委員長が依頼した理事 2 名によって構成される。
 - ③ 研究大会賞選考のための報告は、研究大会開催校の実行委員長が対象となる報告の中から選抜する。
 - ④ 研究大会賞審査委員会は、研究大会賞選考のための報告会場にて発表された報告を審査・決定し、研究大会当日の理事会にて報告・承認を得るものとし、当日中に受賞者に表彰する。
- (6) 審査結果、通知、授与
 - ① 学会賞選考委員会委員長は、選考審査の結果を会長に報告し、会長は理事会に諮り、速やかに承認の手続きを執り、受賞者に通知する。
 - ② 学会誌賞、研究大会賞の授与は、研究大会時に行う。

付則

1. 2015 年 4 月 23 日制定

政策情報学会第 12 回研究大会実行委員会

委員長（常任）	山神 進（立命館アジア太平洋大学名誉教授）
実行委員長	横山麻季子（北九州市立大学法学部准教授）
実行副委員長	森 裕亮（北九州市立大学法学部准教授）
実行委員	藤田 忠尚（藤田総合事務所代表）
実行委員	山脇 直祐（北九州市立大学大学院法学研究科非常勤講師）